

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年5月23日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

(1) 抗原検査キットの配送について（その1）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に対する社会機能の維持を目的として、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮のため、抗原検査キットを市内南部に配送しました。

(2) 抗原検査キットの配送について（その2）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に対する社会機能の維持を目的として、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮のため、抗原検査キットを市内北部に配送しました。

2 履行（納品）場所

横浜市内保育・教育施設等

3 契約日

(1) 令和4年1月26日

(2) 令和4年1月26日

4 履行日又は履行期間

(1) 令和4年1月26日から令和4年3月31日

(2) 令和4年1月26日から令和4年3月31日

5 契約金額

(1) 4,083,813円

(2) 4,821,960円

6 契約の相手方（名称及び所在）

(1) 丸全トランスポート株式会社 代表取締役 嶋田 良二
横浜市旭区上川井町1964

(2) 日祐エクスプレス株式会社 代表取締役 山本 英二
横浜市港北区新羽町1204

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

医療機関等で抗原検査キットが不足しており、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮による社会機能の維持を目的として、即時的な対応が必要となったため。

8 契約の相手方の選定理由

抗原検査キットを大量かつ速やかに配送できる業者であったため。

9 所管課

こども青少年局保育・教育運営課